

一般社団法人 建設技能人材機構（JAC）  
令和3年度事業計画書

平成31年4月1日から改正入国管理法が施行され、外国人材の受入れのための新たな在留資格である「特定技能」が創設されたことを踏まえ、当機構としては、「特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範」（以下「行動規範」という。）の遵守状況の確認など、建設分野における特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施することにより、建設業の将来を支える人材の確保を図り、もって建設業の健全な発展に資すること目的として、以下に取り組む。

### 1. 海外における教育訓練の実施

日本語教育や技能・安全衛生教育、日本文化・ビジネスマナー教育等の教育訓練を行う海外の関係機関等との連携を図り、必要に応じて講師の派遣や資機材の調達等を関係する建設業者団体と協力して実施する。

### 2. 建設分野特定技能1号評価試験の実施

建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成30年12月25日関係大臣決定）で定める試験区分についての建設分野特定技能1号評価試験をベトナム・フィリピンで実施する。また、一部の試験区分についての建設分野特定技能1号評価試験を日本国内で実施する。

このため、当該試験の実施に係る各種調整を行うほか、会場の確保、受験者の募集、当該試験の実施に係る試験官の派遣や資機材の調達等を関係する建設業者団体と協力して実施する。

### 3. 無料職業紹介事業の実施

特定技能外国人の受入れを希望する建設企業からの求人情報等を集約し、建設分野特定技能1号評価試験等の合格者及び技能実習2号修了者等の試験免除者に対して就職先の斡旋を実施する。加えて、転職を希望する特定技能外国人に対する転職先の斡旋を実施する。

#### 4. 母国語相談への対応・巡回指導等の実施

特定技能外国人からの苦情・相談への母国語での対応のほか、特定技能外国人を受け入れる建設企業の行動規範の遵守状況及び建設特定技能受入計画の実施状況の確認のための巡回指導等を適正就労監理機関（一般財団法人国際建設技能振興機構 FITS）への委託により実施する。

#### 5. 説明会の開催

建設分野の特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れが行われるよう、特定技能外国人の受入れを希望する建設企業等の関係者を対象とした説明会を各都道府県において開催する。

#### 6. 広報活動の推進

当機構のホームページ等で業務内容や取組等を周知し、事業の進展に応じてホームページを充実していくとともに、メールマガジン・SNS を利用するなどより、多くの関係者への情報の発信を行う。

#### 7. JACの情報通信システムについて

JACの情報通信システム戦略を策定し、教育訓練・評価試験の遠隔での実施など、業務の必要性にあわせて迅速に適正な規模で構築する。

#### 8. 業務運営体制の整備

今後の業務運営の基盤となる必要な人材、機材等の確保を行う。